



金沢市公報

号外第7号の9

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規則	
農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則 (農林総務課)	1
金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (")	1
金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (保険年金課)	2

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	9
金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	19
金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (障害福祉課)	19

規 則

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第51号

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則

農林業等に関する補助金交付規則(昭和32年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表農業振興事業の部園芸作物近代化事業の項中「10分の6以内」を「10分の7以内」に改め、同表林業振興事業の部森づくり推進事業の項中「3分の1以内」を「10分の6.5以内」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成17年度分からの補助金について適用する。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第52号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則(昭和52年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第8条」を「第7条」に、「第9条」を「第8条」に、「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

第24条第1項第2号中「第13条第4項」を「第56条第4項」に改める。

第61条第4項中「第7条の11」を「第45条第2項」に、「第1条の5第1項ただし書」を「第8条第1項ただし書」に、「前2項」を「前項」に改め、同条第5項中「第7条の11」を「第45条第2項」に、「第1条の4第1項、第2項、第4項及び第6項」を「第7条第1項から第4項まで」に改める。

第72条第1項第8号中「第13条第1項」を「第56条第1項」に改める。

第78条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 勝馬投票券を購入しようとする者が市に対して電話によりその購入を申し込んだ場合においては、市長は当該申込みに係る勝馬投票券の受領をその者に代わって行い、その者はその者の銀行預金口座から市長が指定する銀行預金口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込むべきこと及び市長は当該勝馬投票券に係る払戻金又は返還金をその者の銀行預金口座に振り込むべきことを内容とした市とその者との間で締結される契約(第80条第3項において「電話による勝馬投票券に関する契約」という。)に基づき市が発売する勝馬投票券については、法第22条において準用する法第5条第3項に規定する電磁的記録の作成をもって、その作成に代えるものとする。

第79条の見出し中「発売場所」を「発売」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 勝馬投票券は、その競走に出走すべき馬が確定した後でなければ発売してはならない。
- 3 勝馬投票券の発売は、その競走の発走の時までに締め切らなければならない。

第79条の次に次の1条を加える。

(勝馬投票券の枚数の公表)

第79条の2 投票委員は、競走ごとに、勝馬投票券の発売を締め切った後遅滞なく、勝馬投票法の種類別並びに単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法にあっては各馬別、連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあっては各組別に区分した勝馬投票券の発売枚数を競馬場内の一定の場所に掲示しなければならない。

第80条第1項中「第78条第2項第1号」を「第78条第3項第1号」に改め、同条第3項中「(勝馬投票券を購入しようとする者が市に対して電話により勝馬投票券の購入を申し込んだときは、市長は当該申込みに係る勝馬投票券の受領をその者に代わって行い、その者はその銀行預金口座から市長が指定する銀行預金口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込むべきこと及び市長は当該勝馬投票券に係る払戻金又は返還金をその者の銀行預金口座に振り込むべきことを内容として市とその者との間において締結される契約をいう。)」を削る。

第82条第2項中「第78条第2項」を「第78条第3項」に改める。

第85条第2項中「第7条の4第1項第8号」を「第31条第1項第9号」に改める。

第86条第1号中「第7条の4第1項第4号、第6号及び第7号」を「第31条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号」に改める。

第87条第1項中「第7条の4第1項第1号から第3号まで及び第5号」を「第31条第1項第1号から第3号まで及び第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第53号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1号を次のように改める。

(1) 市民局長

第3号様式その1第1葉(裏)を次のように改める。

(裏)

せつめい(その1)

この欄には、この保険料の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第3号様式その1第2葉(表)中

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として介護保険料が賦課されます。 」を

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として、医療分と合わせ て介護分の保険料が算定されます。 」に

改め、同その1第5葉~第6葉中「~~賦課料の算定に当たっては~~」を「~~賦課料の算定に当たっては~~」に改め、同

様式その2第1葉(裏)を次のように改める。

(裏)

せつめい(その1)

この欄には、この保険料の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第3号様式その2第2葉(表)中

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として介護保険料が賦課 されま

」を

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として、医療分と合わせ て介護分の保険料が算定されま

」に

改め、同その2第5葉~第14葉中「~~賦課の根拠となる法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。~~」を「~~賦課の根拠となる法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。~~」に改め、同様式その3第1葉(裏)を次のように改める。

(裏)

せつめい(その1)

この欄には、この保険料の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第3号様式その3第2葉(表)中

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として介護保険料が賦課 されま

」を

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として、医療分と合わせ て介護分の保険料が算定されま

」に

改め、同その3第5葉~第14葉中「~~賦課の根拠となる法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。~~」を「~~賦課の根拠となる法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。~~」に改め、同様式その4第1葉(裏)を次のように改める。

(裏)

せつめい(その1)

この欄には、この保険料の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第3号様式その4第2葉(表)中

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）として介護保険料が賦課
 されます。 」 を

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）として、医療分と合わせ
 て介護分の保険料が算定されます。 」 に

改め、同その4第6葉中「~~賦課の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）として介護保険料が賦課~~」を「~~医療分と合わせて介護分の保険料が算定~~」に改め、同様式その5第1葉（裏）を次のように改める。

（裏）

せつめい（その1）

この欄には、この保険料の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第3号様式その5第2葉（表）中

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）として介護保険料が賦課
 されます。 」 を

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）として、医療分と合わせ
 て介護分の保険料が算定されます。 」 に

改め、同様式その6第1葉（裏）を次のように改める。

（裏）

せつめい（その1）

この欄には、この保険料の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第3号様式その6第2葉（表）中

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）として介護保険料が賦課
 されます。 」 を

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）として、医療分と合わせ
 て介護分の保険料が算定されます。 」 に

改め、同様式その7第1葉（裏）を次のように改める。

（裏）

せつめい (その1)

この欄には、この保険料の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第3号様式その7第2葉(表)中

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として介護保険料が賦課されます。 」を

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として、医療分と合わせて介護分の保険料が算定されます。 」に

改める。

第4号様式第1葉(裏)を次のように改める。

(裏)

せつめい (その1)

この欄には、この保険料の更正についての必要な事項、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第4号様式第2葉(表)中

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として介護保険料が賦課されます。 」を

「 介護の欄に がある方は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方)として、医療分と合わせて介護分の保険料が算定されます。 」に

改め、同様式第3葉(表)中

「 年度 国民健康保険料(更正・決定)の明細(1) 」を

「 年度 国民健康保険料更正の明細 」に改める。

第5号様式中

「 郵便はがき 」を 「 様 」に、
「 様 」

<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。</p> <hr/> <p>督促状・納付書兼領収証書</p>	を	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <hr/> <p>督促状・納付書兼領収証書</p>	に改め、同様式を同様式
---	---	--	-------------

(表) とし、同様式に次のように加える。

(裏)

	<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p style="text-align: center;">抱 が は 便 郵</p>	
--	--	--

第6号様式その3を次のように改める。

その3

納付者住所・氏名 金沢市 様	国民健康保険料 口座振替納付の不能について (お知らせ) あなたの世帯の国民健康保険料納付額が のため振替できませんでしたので、この納付書で、 もよりの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関 又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。 この納付書 (月 日現在作成) の発送と 前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、こ の納付書がお手元に届くこともありますのでご了承ください。 年 月 日	年度 国民健康保険料 納付書兼領収証書 (月分)	納 期 限 年 月 日	年度 国民健康保険料 月 分領収済通知書	国保 納 期 限 年 月 日
		右記の金額を納付します。 右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢 市指定代理金融機関又は金 沢市収納代理金融機関 領 収 日 付 印	記号番号 納付額 円 延滞金 円 合計額 円 月 分	業務コード 帳票コード 年度 年度分 月別 記号番号 組織番号 領 収 日 付 印 右記の金額を領収し したので通知します。 (あて先) 金沢市収入役 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機 関又は金沢市収納代理 金融機関	納付額 円 延滞金 円 合計額 円 月 分
		この領収書は、後日の証拠として2年 間保存してください。		この領収済通知書は、直接機械で処理しますの で、汚したり、折り曲げたりしないでください。	

第11号様式その1 (表) 中

<p>「 なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」</p>	<p>「 なお、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます (詳細は、裏面に記載)。」</p>	<p>を に改め、同その1 (裏)</p>
--	---	---------------------------

を次のように改める。

(裏)

<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	<p>この欄には、還付金の受取方法を記入すること。</p>	
---	-------------------------------	--

第11号様式その2 中

<p>「 郵便はがき 様」</p>	<p>「 様」</p>	<p>を に、</p>
-----------------------	-----------------	-----------------

<p>「 なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」</p>	<p>「 なお、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます (詳細は、裏面に記載)。」</p>	<p>を に、</p>
--	---	-----------------

<p>「 種目」</p>	<p>を 「 預金 種別」</p>	<p>に改め、同その2を同その2 (表) とし、同その2に次のように加える。</p>
--------------	-----------------------	--

(裏)

	<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>た が は 便 郵</p>	
--	--	--

第11号様式の2中 「 郵便はがき 様 」 を 「 様 」 に、

「 なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。 」 を 「 なお、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（詳細は、裏面に記載）。 」 に改め、同様式を同様式

(表) とし、同様式に次のように加える。

(裏)

	<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>た が は 便 郵</p>	
--	--	--

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

●金沢市規則第54号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「40」を「64」に改める。

第9条第1号を次のように改める。

(1) 福祉健康局長

第9条第2号中「福祉保健部介護保険課」を「福祉健康局介護保険課」に改める。

様式第8号中

「

不服の申立て

この認定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、石川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

」

を

「

不服の申立て及び訴えの提起

この認定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

に改める。

様式第9号中

「

不服の申立て

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、石川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

」

を

「

不服の申立て及び訴えの提起

この決定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

に改める。

様式第11号中

「

不服の申立て

この認定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、石川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

」

を

「 不服の申立て及び訴えの提起

この認定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第12号中

「 不服の申立て

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、石川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

を

「 不服の申立て及び訴えの提起

この決定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第24号その1第1葉（裏）中

「 この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。

を

「 この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

に改め、同その1第3葉～第4葉中「~~取上げの旨を記す~~」を「~~取上げの旨を記す~~」に改め、同様式その2第1葉（裏）中

「 この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。

を

「 この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

に改め、同その2第3葉～第12葉中「~~取上げの旨を記す~~」を「~~取上げの旨を記す~~」に改め、同

様式その3第1葉(裏)中

「この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。」

を

「この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。」

に改め、同その3第5葉～第14葉中「~~取上げの旨を記載する~~」を「~~取上げの旨を記載する~~」に改め、同様式その4第1葉(裏)中

「この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。」

を

「この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。」

に改め、同その4第3葉中「~~取上げの旨を記載する~~」を「~~取上げの旨を記載する~~」に改め、同様式その5第1葉(裏)、同様式その6第1葉(裏)及び同様式その7第1葉(裏)中

「この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。」

を

「この欄には、保険料の納付義務者及び賦課基準、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。」

に改める。

様式第25号第1葉(裏)を次のように改める。

(裏)

せつめい(その1)
この欄には、この保険料の更正についての必要な事項、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第26号及び様式第27号を次のように改める。

様式第26号 (第8条関係)

<p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">不服の申立て及び訴えの提起</p> <p>この通知に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 介護保険料還付通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">金沢市長 印</p> <p style="text-align: center;">次のとおり過誤納となっているあなたの介護保険料を還付します。</p> <p>還付する介護保険料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>還付金額(円)</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>還付金の算出明細</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>月分</th> <th>区分</th> <th>納付した額(円)</th> <th>納付すべき額(円)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"> </td> <td>保険料</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>過 誤 納 金 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>還 付 加 算 金 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>充 当 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>差 引 還 付 金 額</td> <td> </td> </tr> </table>	被保険者番号	年度	年度分	還付金額(円)					月分	区分	納付した額(円)	納付すべき額(円)		保険料			延滞金			合 計				過 誤 納 金 額		還 付 加 算 金 額		充 当 額		差 引 還 付 金 額		<p style="text-align: center;">介護保険料還付金口座振替依頼書</p> <p style="text-align: center;">(あて先) 金沢市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">次の還付金額を下記の口座に振り込んでください。</p> <p>介護保険料還付金の明細</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>年度</th> <th>還付金額(円)</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">被保険者住所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">被保険者氏名</td> </tr> </table> <p>振込を依頼する口座</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>金融機関名</th> <th>店舗名</th> <th>預金種別</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>口座番号</th> <th>口座名義人</th> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	被保険者番号	年度	還付金額(円)				被保険者住所			被保険者氏名			金融機関名	店舗名	預金種別				口座番号	口座名義人				
被保険者番号	年度	年度分	還付金額(円)																																																						
月分	区分	納付した額(円)	納付すべき額(円)																																																						
	保険料																																																								
	延滞金																																																								
合 計																																																									
過 誤 納 金 額																																																									
還 付 加 算 金 額																																																									
充 当 額																																																									
差 引 還 付 金 額																																																									
被保険者番号	年度	還付金額(円)																																																							
被保険者住所																																																									
被保険者氏名																																																									
金融機関名	店舗名	預金種別																																																							
口座番号	口座名義人																																																								

様式第27号 (第8条関係)

(表)

様	年 月 日 介護保険料充当通知書 様 金沢市長 印	充当した内訳 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>月分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 分</td> <td>保険料 (円)</td> <td>延滞金 (円)</td> </tr> <tr> <td>納付すべき保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付した額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充当した額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引未納額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>月分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 分</td> <td>保険料 (円)</td> <td>延滞金 (円)</td> </tr> <tr> <td>納付すべき保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付した額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充当した額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引未納額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>月分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 分</td> <td>保険料 (円)</td> <td>延滞金 (円)</td> </tr> <tr> <td>納付すべき保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付した額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充当した額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引未納額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 合計 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保険料 (円)</th> <th>延滞金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納付すべき保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付した額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充当した額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引未納額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	年度分	月分	区 分	保険料 (円)	延滞金 (円)	納付すべき保険料			納付した額			充当した額			差引未納額			年度	年度分	月分	区 分	保険料 (円)	延滞金 (円)	納付すべき保険料			納付した額			充当した額			差引未納額			年度	年度分	月分	区 分	保険料 (円)	延滞金 (円)	納付すべき保険料			納付した額			充当した額			差引未納額			区 分	保険料 (円)	延滞金 (円)	納付すべき保険料			納付した額			充当した額			差引未納額		
年度	年度分	月分																																																																					
区 分	保険料 (円)	延滞金 (円)																																																																					
納付すべき保険料																																																																							
納付した額																																																																							
充当した額																																																																							
差引未納額																																																																							
年度	年度分	月分																																																																					
区 分	保険料 (円)	延滞金 (円)																																																																					
納付すべき保険料																																																																							
納付した額																																																																							
充当した額																																																																							
差引未納額																																																																							
年度	年度分	月分																																																																					
区 分	保険料 (円)	延滞金 (円)																																																																					
納付すべき保険料																																																																							
納付した額																																																																							
充当した額																																																																							
差引未納額																																																																							
区 分	保険料 (円)	延滞金 (円)																																																																					
納付すべき保険料																																																																							
納付した額																																																																							
充当した額																																																																							
差引未納額																																																																							

	次のとおり過誤納となっているあなたの介護保険料の全部(一部)を未納の介護保険料に充当しました。																
	過誤納となっている介護保険料 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>過誤納金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	被保険者番号	年度	年度分	過誤納金額(円)												
被保険者番号	年度	年度分	過誤納金額(円)														
	過誤納金の算出明細 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月分</th> <th>区分</th> <th>納付した額(円)</th> <th>納付すべき額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> </td> <td>保険料</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	月分	区分	納付した額(円)	納付すべき額(円)		保険料			延滞金			合 計				
月分	区分	納付した額(円)	納付すべき額(円)														
	保険料																
	延滞金																
合 計																	
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>過 誤 納 金 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>還 付 加 算 金 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>充 当 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>差 引 還 付 金 額</td> <td> </td> </tr> </table>	過 誤 納 金 額		還 付 加 算 金 額		充 当 額		差 引 還 付 金 額									
過 誤 納 金 額																	
還 付 加 算 金 額																	
充 当 額																	
差 引 還 付 金 額																	

(裏)

申 出 書	不服の申立て及び訴えの提起 この通知に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。	
-------------	---	--

様式第29号を次のように改める。
 様式第29号 (第8条関係)

(表)

様	年 月 日 年度 介護保険料決定通知書 兼特別徴収開始通知書 様 金沢市長 印	これからの保険料徴収方法等 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>保険料徴収方法</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収義務者</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収対象年金</td><td></td></tr> </table> あなたの保険料区分 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>保 険 料 区 分</td><td></td></tr> <tr><td>保険料率(年間保険料額)</td><td></td></tr> </table>	保険料徴収方法		特別徴収義務者		特別徴収対象年金		保 険 料 区 分		保険料率(年間保険料額)																																	
保険料徴収方法																																												
特別徴収義務者																																												
特別徴収対象年金																																												
保 険 料 区 分																																												
保険料率(年間保険料額)																																												
	介護保険法第129条の規定により保険料が賦課されました。同法第135条の規定により保険料をあなたの年金から特別徴収しますので通知します。																																											
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>被保険者氏名</td><td></td><td>性 別</td><td></td></tr> <tr><td>被保険者番号</td><td></td><td>生年月日</td><td></td></tr> </table>	被保険者氏名		性 別		被保険者番号		生年月日																																				
被保険者氏名		性 別																																										
被保険者番号		生年月日																																										
	あなたの保険料額 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年間保険料額</td><td></td></tr> </table>	年間保険料額																																										
年間保険料額																																												
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別徴収による控除額</th> <th>普通徴収による納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>5月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>6月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>7月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>8月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>9月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>10月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>11月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>12月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>1月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>2月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>3月</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>円</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>		特別徴収による控除額	普通徴収による納付額	4月	円	円	5月	円	円	6月	円	円	7月	円	円	8月	円	円	9月	円	円	10月	円	円	11月	円	円	12月	円	円	1月	円	円	2月	円	円	3月	円	円	合計	円	円	
	特別徴収による控除額	普通徴収による納付額																																										
4月	円	円																																										
5月	円	円																																										
6月	円	円																																										
7月	円	円																																										
8月	円	円																																										
9月	円	円																																										
10月	円	円																																										
11月	円	円																																										
12月	円	円																																										
1月	円	円																																										
2月	円	円																																										
3月	円	円																																										
合計	円	円																																										

(裏)

郵 せ が 知	不服の申立て及び訴えの提起 この通知に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。	
------------------	---	--

様式第30号及び様式第31号中

「 不服の申立て
 この通知に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、石川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。」

「 不服の申立て及び訴えの提起
 この通知に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改める。

様式第33号中 「 郵便はがき 様 を 様 に、

「 この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。
 納付書兼領収証書

「 納付書兼領収証書

に改め、同様式を同様式

(表) とし、同様式に次のように加える。

(裏)

	<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>せ が は 郵 便</p>	
--	--	--

様式第35号その2を次のように改める。

その2

<p>納付者住所・氏名</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<p style="text-align: center;">介護保険料 口座振替納付の不能について (お知らせ)</p> <p>あなたの納付額が _____ のため振替できま せんでしたのでこの納付書で、もよりの金沢市指定金融機 関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機 関で納めてください。</p> <p>この納付書 (_____ 月 _____ 日現在作成) の発送と 前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、こ の納付書がお手元に届くこともありますのでご了承ください。</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p style="text-align: center;">年度 介 護 保 険 料 納付書兼領収証書</p> <p>(月分) 納 期 限 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">..... 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">右記の金額を納付します。</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">右記の金額を領収しました。</td> <td style="padding: 2px;">納付額 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</td> <td style="padding: 2px;">延滞金 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: center;">領 収 日 付 印</td> <td style="padding: 2px;">合計額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">月 分</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">この領収証書は、後日の証拠として2年間保存してください。</p>	右記の金額を納付します。	被保険者番号	右記の金額を領収しました。	納付額 円	金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関	延滞金 円	領 収 日 付 印	合計額 円		月 分	<p style="text-align: center;">年度 介 護 保 険 料 月 分 領 収 済 通 知 書 介保</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p style="text-align: center;">..... 納 納 期 限 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">業務コード</th> <th style="width: 10%;">帳票コード</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度分</th> <th style="width: 10%;">月分</th> <th style="width: 15%;">被保険者番号</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 日 付 印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 右記の金額を領収したので通知します。 (あて先) 金沢市収入役 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機 関又は金沢市収納代理 金融機関 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">納付額</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">延滞金</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">合計額</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">月 分</td> <td style="border: none;">月 分</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">この領収済通知書は、直接機械で処理しますの で、汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>	業務コード	帳票コード	年度	年度分	月分	被保険者番号	備考	領 収 日 付 印						右記の金額を領収したので通知します。 (あて先) 金沢市収入役 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機 関又は金沢市収納代理 金融機関							<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">納付額</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">延滞金</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">合計額</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">月 分</td> <td style="border: none;">月 分</td> </tr> </table>	納付額	円	延滞金	円	合計額	円	月 分	月 分
右記の金額を納付します。	被保険者番号																																									
右記の金額を領収しました。	納付額 円																																									
金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関	延滞金 円																																									
領 収 日 付 印	合計額 円																																									
	月 分																																									
業務コード	帳票コード	年度	年度分	月分	被保険者番号	備考																																				
領 収 日 付 印						右記の金額を領収したので通知します。 (あて先) 金沢市収入役 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機 関又は金沢市収納代理 金融機関																																				
						<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">納付額</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">延滞金</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">合計額</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">月 分</td> <td style="border: none;">月 分</td> </tr> </table>	納付額	円	延滞金	円	合計額	円	月 分	月 分																												
納付額	円																																									
延滞金	円																																									
合計額	円																																									
月 分	月 分																																									

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市介護保険規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市介護保険規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第55号

金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則(昭和52年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第5条中「一貸付対象者に対する」を「1貸付け対象者に対する1貸付け当たりの」に改め、「一社会福祉施設につき」を削り、「80,000,000円」を「100,000,000円」に改める。

第6条ただし書中「受けている者が」の次に「当該貸付けを受けた日から3年を経過した日後、」を加える。

第12条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の規定に基づき貸付けを受けている者に係る改正後の第6条の規定の適用については、この規則の施行の日以後3年を経過する日(この日までに新たな貸付けを受ける場合は、当該貸付けを受ける日)までの間は、なお従前の例による。

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第56号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ウ及び第4号ア(ウ)中「1,820円」を「830円」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 行動援護が中心である場合

- ア 所要時間30分未満の場合 2,310円
- イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円
- ウ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 5,840円
- エ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 7,340円
- オ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 8,840円
- カ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 10,340円
- キ 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 11,840円
- ク 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 13,340円
- ケ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 14,840円
- コ 所要時間4時間30分以上の場合 16,340円

別表第1第1項注1中「注6」を「注7」に改め、同項注8を同項注9とし、同項注7中「午前8時までの時間をいう。」に指定居宅介護等の次に「(行動援護を除く。以下この注において同じ。)」を加え、同注7を同項注8とし、同項注6を同項注7とし、同項注5の次に次のように加える。

注6 第5号については、厚生労働省告示第111号に規定する者が、行動援護(知的障害により行動上著しい困難を有する障害児であって常時介護を要するものにつき、当該障害児が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護等をいう。注8において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

別表第1第2項第1号中「5,320円」を「5,340円」に改め、同項第2号中「3,670円」を「3,680円」に改め、同項

第3号中「2,810円」を「2,820円」に改め、同表第3項第1号中「7,960円」を「7,850円」に改め、同項第2号中「7,220円」を「7,120円」に改め、同項第3号中「4,550円」を「4,490円」に改め、同項注1ただし書中「14,360円」を「14,350円」に、「20,310円」を「20,320円」に改める。

別表第2注第1項中「額とする(」の次に「児童居宅介護のうち、行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額とする。」を加える。

(金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ウ及び第4号ア(ウ)中「1,820円」を「830円」に改め、同表第2項第1号ア(ア)中「3,480円」を「3,490円」に改め、同ア(ウ)中「2,970円」を「2,980円」に改め、同号イ(ア)中「5,800円」を「5,820円」に改め、同イ(イ)中「5,380円」を「5,390円」に改め、同イ(ウ)中「4,950円」を「4,960円」に改め、同号ウ(ア)中「7,550円」を「7,560円」に改め、同ウ(イ)中「6,990円」を「7,000円」に改め、同ウ(ウ)中「6,440円」を「6,450円」に改め、同項第2号ア(ア)中「1,550円」を「1,560円」に改め、同号イ(ウ)中「1,910円」を「1,920円」に改め、同項第3号ア(イ)中「2,540円」を「2,550円」に改め、同号イ(ア)中「4,660円」を「4,670円」に改め、同イ(ウ)中「3,810円」を「3,820円」に改め、同号ウ(ア)中「6,060円」を「6,070円」に改め、同ウ(イ)中「5,510円」を「5,520円」に改め、同ウ(ウ)中「4,950円」を「4,960円」に改め、同表第3項第1号中「8,020円」を「7,900円」に改め、同項第2号中「7,220円」を「7,120円」に改め、同項第3号中「6,860円」を「6,760円」に改め、同項注1ただし書中「14,360円」を「14,350円」に改める。

別表第3第1項第1号ア(ア)中「355,000円」を「349,800円」に、「295,900円」を「291,500円」に、「260,300円」を「256,400円」に、「277,000円」を「272,900円」に、「228,700円」を「225,300円」に、「189,300円」を「186,400円」に、「261,300円」を「257,400円」に、「204,900円」を「201,800円」に、「163,600円」を「161,100円」に、「237,300円」を「233,700円」に、「184,000円」を「181,200円」に、「153,600円」を「151,200円」に改め、同ア(イ)中「91,800円」を「90,400円」に、「89,800円」を「88,500円」に、「87,800円」を「86,500円」に改め、同号イ(ア)中「367,500円」を「362,100円」に、「308,400円」を「303,800円」に、「272,800円」を「268,700円」に、「289,500円」を「285,200円」に、「241,200円」を「237,600円」に、「201,800円」を「198,700円」に、「273,800円」を「269,700円」に、「217,400円」を「214,100円」に、「176,100円」を「173,400円」に、「249,800円」を「246,000円」に、「196,500円」を「193,500円」に、「166,100円」を「163,500円」に改め、同イ(イ)中「91,800円」を「90,400円」に、「89,800円」を「88,500円」に、「87,800円」を「86,500円」に改め、同号注2中「17,700円」を「17,500円」に、「10,600円」を「10,500円」に、「7,600円」を「7,500円」に、「5,300円」を「5,200円」に改め、同号注3中「31,100円」を「30,700円」に、「10,300円」を「10,200円」に改め、同項第2号中「22,300円」を「21,900円」に改め、同項第3号中「21,800円」を「21,400円」に改め、同表第2項第1号ア(ア)中「432,400円」を「425,900円」に、「384,700円」を「378,800円」に、「336,900円」を「331,800円」に改め、同ア(イ)中「344,900円」を「339,700円」に、「321,000円」を「316,200円」に、「297,100円」を「292,600円」に改め、同ア(ウ)中「497,800円」を「490,500円」に、「456,000円」を「449,300円」に、「413,800円」を「407,700円」に改め、同ア(エ)中「404,600円」を「398,600円」に、「379,500円」を「373,900円」に、「353,700円」を「348,500円」に改め、同ア(オ)中「396,200円」を「390,400円」に、「371,400円」を「366,000円」に、「341,900円」を「336,800円」に改め、同ア(カ)中「364,200円」を「358,900円」に、「339,000円」を「334,000円」に、「313,500円」を「308,900円」に改め、同号イ(ア)中「164,000円」を「161,400円」に、「159,000円」を「156,500円」に、「154,000円」を「151,600円」に改め、同イ(イ)中「278,200円」を「274,000円」に、「276,100円」を「272,000円」に、「274,100円」を「270,000円」に改め、同イ(ウ)中「201,800円」を「198,800円」に、「200,800円」を「197,800円」に、「199,800円」を「196,800円」に改め、同号注2中「17,700円」を「17,500円」に、「10,600円」を「10,500円」に、「7,600円」を「7,500円」に、「5,300円」を「5,200円」に改め、同号注3中「31,100円」を「30,700円」に、「10,300円」を「10,200円」に改め、同号注4中「10,000円」を「9,800円」に改め、同号注5中「20,000円」を「19,700円」に改め、同号注6中「14,000円」を「13,700円」に改め、同号注7中「81,600円」を「80,200円」に改め、同項第2号中「22,300円」を「21,900円」に改め、同項第3号中「21,800円」を「21,400円」に改め、同表第3項第1号ア(ア)中「301,500円」を「297,100円」に、「252,600円」を「248,800円」に、「216,900円」を「213,700円」に、「232,300円」を「228,800円」に、「202,300円」を「199,300円」に、「168,600円」を「166,100円」に、「215,900円」を「212,700円」に、「180,800円」を「178,100円」に、「156,700円」を「154,300円」に、「187,600円」を「184,800円」に、「160,600円」を「158,100円」に、「139,200円」を「137,000円」に改め、同ア(イ)中「91,800円」を「90,400円」に、「89,800円」を「88,500円」に、「87,800円」を「86,500円」に、「115,700円」を

「114,000円」に、「107,300円」を「105,700円」に、「98,900円」を「97,500円」に改め、同号イ(ア)中「163,700円」を「161,300円」に、「155,700円」を「153,400円」に、「139,200円」を「137,200円」に、「131,500円」を「129,600円」に、「126,200円」を「124,300円」に、「120,900円」を「119,100円」に、「107,700円」を「106,100円」に、「104,500円」を「103,000円」に、「97,900円」を「96,500円」に、「94,700円」を「93,400円」に、「92,500円」を「91,100円」に、「87,700円」を「86,500円」に改め、同イ(イ)中「115,700円」を「114,000円」に、「107,300円」を「105,700円」に、「98,900円」を「97,500円」に改め、同号注2中「31,100円」を「30,700円」に、「10,300円」を「10,200円」に改め、同項第2号中「22,300円」を「21,900円」に改め、同項第3号中「21,800円」を「21,400円」に改める。

(金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市知的障害者福祉法施行細則(平成8年規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ウ及び第4号ア(ウ)中「1,820円」を「830円」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 行動援護が中心である場合

- ア 所要時間30分未満の場合 2,310円
- イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円
- ウ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 5,840円
- エ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 7,340円
- オ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 8,840円
- カ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 10,340円
- キ 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 11,840円
- ク 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 13,340円
- ケ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 14,840円
- コ 所要時間4時間30分以上の場合 16,340円

別表第1第1項注1中「注6」を「注7」に改め、同項注8を同項注9とし、同項注7中「午前8時までの時間をいう。」に「(行動援護を除く。以下この注において同じ。)」を加え、同注7を同項注8とし、同項注6を同項注7とし、同項注5の次に次のように加える。

注6 第5号については、厚生労働省告示第111号に規定する者が、行動援護(知的障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護等をいう。注8において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

別表第1第2項第1号ア(ア)中「2,870円」を「2,880円」に改め、同ア(イ)中「2,570円」を「2,580円」に改め、同ア(ウ)中「2,270円」を「2,280円」に改め、同号イ(ア)中「4,790円」を「4,800円」に改め、同イ(イ)中「4,290円」を「4,300円」に改め、同イ(ウ)中「3,790円」を「3,800円」に改め、同号ウ(ア)中「6,230円」を「6,240円」に改め、同ウ(イ)中「5,570円」を「5,590円」に改め、同ウ(ウ)中「4,920円」を「4,930円」に改め、同項第2号イ(ア)中「3,650円」を「3,660円」に改め、同号ウ(ア)中「4,740円」を「4,750円」に改め、同ウ(イ)中「4,090円」を「4,100円」に改め、同ウ(ウ)中「3,440円」を「3,450円」に改め、同表第3項第1号中「7,960円」を「7,850円」に改め、同項第2号中「7,220円」を「7,120円」に改め、同項第3号中「4,550円」を「4,490円」に改め、同項注1ただし書中「20,310円」を「20,320円」に改め、同表の摘要第1項中「第3項(注2)」を「、第3項(注3)」に改める。

別表第2注第1項中「額とする(」の次に「知的障害者居宅介護のうち、行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額とする。」を加える。

別表第3第1項第1号ア(ア)中「224,100円」を「220,500円」に、「208,100円」を「204,800円」に、「192,100円」を「189,100円」に、「459,900円」を「453,000円」に、「443,900円」を「437,300円」に、「427,900円」を「421,600円」に、「215,900円」を「212,600円」に、「207,900円」を「204,700円」に、「199,900円」を「196,900円」に、「333,100円」を「328,100円」に、「325,100円」を「320,200円」に、「317,100円」を「312,400円」に、「317,900円」を「313,200円」に、「290,800円」を「286,500円」に、「252,100円」を「248,300円」に、「309,500円」を「305,000円」に、「283,200円」を「279,000円」に、「233,700円」を「230,200円」に、「286,000円」を「281,800円」に、「260,100円」を「256,300円」に、「224,500円」を「221,200円」に、「263,000円」を「259,100円」に、「234,800円」を「231,400円」に、「204,900円」を「201,900円」に改め、同ア(イ)中「135,800円」を「133,700円」に、「127,800円」を「125,900円」に、「119,800円」を「118,000円」に改め、同号イ(ア)中「210,600円」を「207,500円」に、「195,200円」を「192,400円」に、「171,900円」を「169,400円」に、「167,700円」を「165,200円」に、「157,500円」を「155,200円」に改め、同イ(イ)中「115,700円」を「114,000円」に改め、同イ(ウ)中「98,900円」を「97,500円」に改め、同ウ(イ)中「87,700円」を「86,500円」に改め、同ウ(ウ)中「55,700円」を「55,900円」に改め、同ウ(エ)中「49,200円」を「49,300円」に改め、同ウ(オ)中「47,400円」を「47,500円」に改め、同ウ(カ)中「42,300円」を「42,400円」に改め、同ウ(キ)中「37,900円」を「38,000円」に改め、同ウ(ク)中「34,400円」を「34,500円」に改め、同ウ(ケ)中「31,100円」を「30,700円」に改め、同ウ(コ)中「22,300円」を「21,900円」に改め、同ウ(カ)中「16,340円」を「16,340円」に改め、同ウ(キ)中「11,840円」を「11,840円」に改め、同ウ(ク)中「13,340円」を「13,340円」に改め、同ウ(ケ)中「14,840円」を「14,840円」に改め、同ウ(コ)中「16,340円」を「16,340円」に改める。

円」に、「136,600円」を「134,600円」に、「149,700円」を「147,500円」に、「143,600円」を「141,400円」に、「131,100円」を「129,100円」に、「128,700円」を「126,800円」に、「124,400円」を「122,500円」に、「115,400円」を「113,700円」に改め、同イ(イ)中「135,800円」を「133,700円」に、「127,800円」を「125,900円」に、「119,800円」を「118,000円」に改め、同号注2中「31,100円」を「30,700円」に、「10,300円」を「10,200円」に改め、同号注3中「147,200円」を「145,000円」に、「173,500円」を「171,000円」に、「223,000円」を「219,800円」に改め、同項第2号中「22,300円」を「21,900円」に改め、同項第3号中「21,800円」を「21,400円」に改め、同項第4号ア中「115,200円」を「113,300円」に改め、同号イ中「145,500円」を「142,900円」に改め、同表第2項第1号ア(ア)中「312,400円」を「307,800円」に、「295,900円」を「291,500円」に、「268,300円」を「264,300円」に、「286,100円」を「281,900円」に、「272,900円」を「268,900円」に、「246,500円」を「242,800円」に、「254,900円」を「251,200円」に、「247,700円」を「244,200円」に、「228,700円」を「225,400円」に、「234,300円」を「230,900円」に、「222,800円」を「219,500円」に、「204,500円」を「201,400円」に改め、同ア(イ)中「135,800円」を「133,700円」に、「127,800円」を「125,900円」に、「119,800円」を「118,000円」に改め、同号イ(ア)中「219,300円」を「216,100円」に、「203,400円」を「200,400円」に、「187,400円」を「184,700円」に、「173,600円」を「171,000円」に、「163,000円」を「160,500円」に、「152,300円」を「150,100円」に、「153,000円」を「150,700円」に、「146,600円」を「144,500円」に、「140,300円」を「138,200円」に、「131,200円」を「129,200円」に、「126,600円」を「124,700円」に、「122,000円」を「120,200円」に改め、同イ(イ)中「135,800円」を「133,700円」に、「127,800円」を「125,900円」に、「119,800円」を「118,000円」に改め、同号注2中「31,100円」を「30,700円」に、「10,300円」を「10,200円」に改め、同項第2号中「22,300円」を「21,900円」に改め、同項第3号中「21,800円」を「21,400円」に改め、同項第4号ア中「115,200円」を「113,300円」に改め、同号イ中「145,500円」を「142,900円」に改め、同表第3項第1号ア中「106,600円」を「104,900円」に改め、同号イ中「99,400円」を「97,900円」に改め、同号ウ中「92,300円」を「90,800円」に改め、同項第2号中「22,300円」を「21,900円」に改め、同項第3号中「21,800円」を「21,400円」に改め、同表第4項第1号ア(ア)中「253,800円」を「250,000円」に改め、同ア(イ)中「226,600円」を「223,300円」に改め、同ア(ウ)中「197,700円」を「194,800円」に改め、同号イ(ア)中「131,000円」を「129,000円」に改め、同イ(イ)中「123,300円」を「121,500円」に改め、同イ(ウ)中「115,600円」を「113,900円」に改め、同号注2中「31,100円」を「30,700円」に、「10,300円」を「10,200円」に改め、同号注3中「147,200円」を「145,000円」に、「173,500円」を「171,000円」に、「223,000円」を「219,800円」に改め、同項第2号中「22,300円」を「21,900円」に改め、同項第3号中「21,800円」を「21,400円」に改め、同項第4号ア中「115,200円」を「113,300円」に改め、同号イ中「145,500円」を「142,900円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則（以下「新児童福祉法施行細則」という。）別表第1の規定、第2条の規定による改正後の金沢市身体障害者福祉法施行細則（以下「新身体障害者福祉法施行細則」という。）別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の金沢市知的障害者福祉法施行細則（以下「新知的障害者福祉法施行細則」という。）別表第1の規定は、平成17年度以後に提供される指定居宅支援等に要する費用の額の算定について適用し、平成16年度に提供された指定居宅支援等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 新児童福祉法施行細則別表第2の規定及び新知的障害者福祉法施行細則別表第2の規定は、平成17年度以後に提供される指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定について適用し、平成16年度に提供された指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定及び平成17年度に提供される指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定（平成16年分の所得税額の計算に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 4 新身体障害者福祉法施行細則別表第3の規定及び新知的障害者福祉法施行細則別表第3の規定は、平成17年度以後に提供される指定施設支援に要する費用の額の算定に適用し、平成16年度に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成17年(2005年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円		